

令和8年 No.38

○東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

管理組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学放射線障害予防規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和8年規程第7号

東京学芸大学放射線障害予防規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）
- (2) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：管理組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(管理組織図)</p> <p>第7条 本学における放射線障害の防止に係る管理組織は、別図1のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(取扱主任者等)</p> <p>第12条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、総括的な監督を行わせるため、R I 実験施設に取扱主任者を1名以上置く。</p> <p>2 取扱主任者は、法に規定する放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。</p> <p>3 取扱主任者はR I 実験施設における放射線障害の防止に関し、次の事項についての指導監督を行う他、学長、部局長、及び施設長への意見の具申を行う。</p> <p>(1)～(14) 〔省略〕</p> <p><u>4 学長は、取扱主任者に、法第36条の2に規定する期間毎に、定期講習を受講させなければならない。</u></p> <p><u>5 取扱主任者が、出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合、学長が取扱主任者の代理者（第2項の放射線取扱主任者免状を有する者に限る。）を選任し、その職務を代行させるものとする。</u></p> <p><u>6 学長は、前項の期間が30日以上となる場合は、代理者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届け出なければならない。</u></p> <p><u>7 学長は、第5項の期間が終了したときは、代理人を解任する。なお、前項により選任の届け出を行ったときは、解任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届け出なければならない。</u></p> <p>(施設長の職務)</p> <p>第13条 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(管理組織図)</p> <p>第7条 本学における放射線障害の防止に係る管理組織は、別図1のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(取扱主任者等)</p> <p>第12条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、総括的な監督を行わせるため、R I 実験施設に取扱主任者を1名以上置く。</p> <p>2 取扱主任者は、法に規定する放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。</p> <p>3 取扱主任者はR I 実験施設における放射線障害の防止に関し、次の事項についての指導監督を行う他、学長、部局長、及び施設長への意見の具申を行う。</p> <p>(1)～(14) 〔省略〕</p> <p><u>4 取扱主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を若干名置く。</u></p> <p><u>5 取扱副主任者は、第2項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。</u></p> <p><u>6 学長は、取扱主任者及び取扱副主任者に、法第36条の2に規定する期間毎に、定期講習を受講させなければならない。</u></p> <p><u>7 取扱主任者が、出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合、取扱副主任者のうちから、学長が取扱主任者の代理者を選任し、その職務を代行させるものとする。</u></p> <p>(施設長の職務)</p> <p>第13条 〔省略〕</p>

〔省略〕

別図1〔別紙B参照〕

〔省略〕

附 則

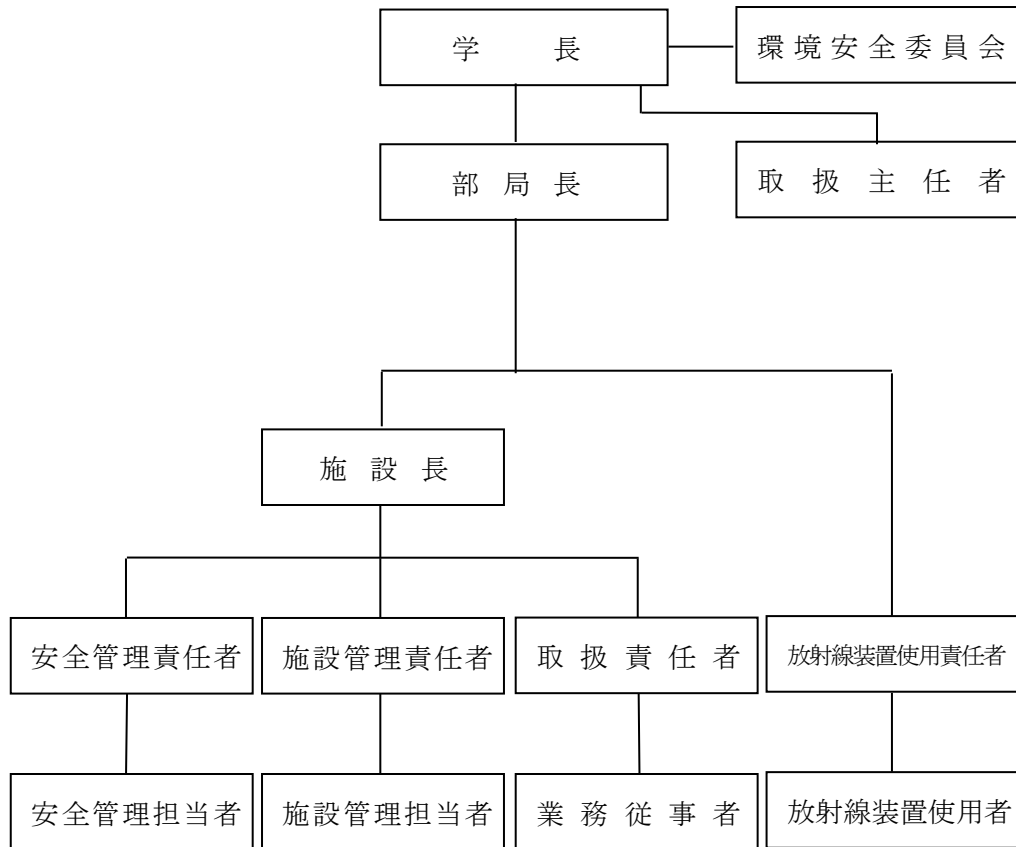
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

〔省略〕

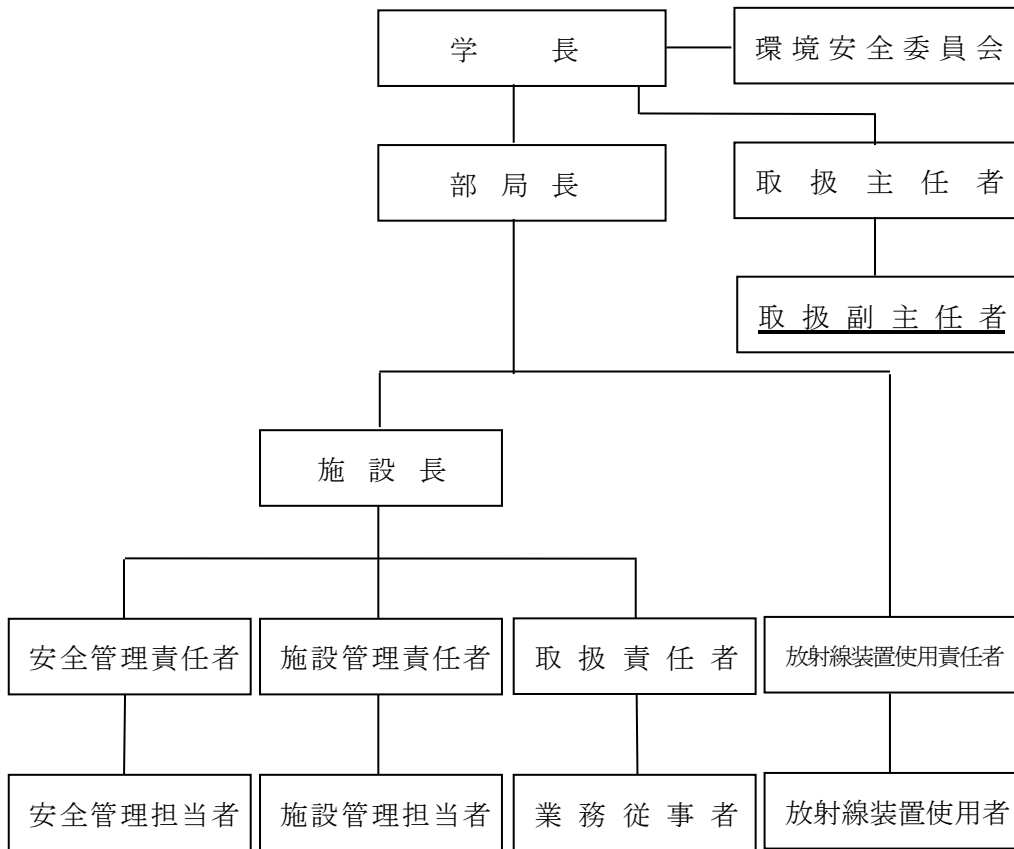
別図1〔別紙A参照〕

〔省略〕

別図1  
管理運営体制



別図1  
管理運営体制



東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) R I 実験施設長</li><li>(2) <u>放射線取扱主任者</u></li><li>(3) 各学系の教授会から推薦された教員 各1名</li><li>(4) 学長が委嘱する者 若干名</li></ol> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) R I 実験施設長</li><li>(2) <u>放射線取扱主任者及び放射線取扱副主任者</u></li><li>(3) 各学系の教授会から推薦された教員 各1名</li><li>(4) 学長が委嘱する者 若干名</li></ol> <p>[省略]</p>